

ECOポスト(プロテクトポスト)利用約款

ECOポスト(機密文書プロテクトポスト)利用約款(以下「本約款」といいます。)は、ヤマトロジスティクス株式会社(以下「YLC」といいます。)& YLCが運営するECOポスト(以下「本サービス」)の利用者に適用されるものとします。

第1条 (利用申込)

- 本サービスの利用申込は以下の各号所定の方法によるものとし、利用者ならびにYLCは本約款の各条項に従い誠実に履行するものとします。
- ① 本サービスの申込者(以下、申込者といいます。)は、本サービスを利用するにあたり、事前の登録が必要となります。
 - ② 前項の登録は申込者がYLC所定の書面で申込を行い、YLCが申込内容を確認と承諾することで完了します。
 - ③ 申込者は、登録完了後に申込内容を変更する場合には、YLCに対し遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

第2条 (サービス概要/利用方法)

- 本サービスは予め設置されているポストに機密文書を投函し、定期又は不定期でポストにセットされている内箱(ダンボール)を回収し、内箱に蓄積されている機密文書を、未開封のまま内箱と共にYLC指定工場で溶解処理するサービスです。
- ① 機密文書プロテクトポストの回収方法は、特定日に定期的にお伺いする「定期回収」と、必要に応じて連絡いただきお伺いする「臨時回収」の2通りがあります。
回収日が日祝祭日の場合は、翌営業日に行なうものとします。
 - ② 申込者は、臨時回収の依頼を、YLCが指定するコールセンターに所定の回収申込書に必要事項を記入の上、FAXにて行うものとします。
 - ③ YLCは機密文書をYLCが各地の溶解処理工場に配送する者として手配した運送会社及びその関連会社が輸送します。
 - ④ YLCは機密文書を、未開封のまま原則として4日以内にYLC指定の溶解処理工場に搬入し溶解処理します。
 - ⑤ YLCが機密文書の溶解処理を委託する溶解処理工場はYLCが事前に契約した事業者施設のみとし、それ以外の施設での処理は行いません。
 - ⑥ YLCは溶解処理完了の証明として、YLCが発行主体となり所定の溶解処理証明書を月次で申込者に対して発行します。
 - ⑦ YLCは、プロテクトポスト撤去時に内箱に機密文書が投函されていた場合、サービス利用1回分として回収費用を申し受けます。
 - ⑧ 本サービスについては、沖縄県はサービス提供の対象外です。

第4条 (鍵の管理)

- 本サービスは、ポストにはダイヤル式の鍵が付いており、施錠管理ができるようになっています。
2. 鍵の番号については甲の担当者が設定し、管理するものとします。
 3. 万が一、甲の担当者が鍵の番号を失念してしまった場合には、担当者はYLCに連絡をし、マスター鍵の貸し出しを受けて開錠を行うものとします。

第5条 (料金について)

- 本サービスのご利用料金は、機密文書回収にかかる費用(内箱回収)とプロテクトポスト本体利用料から構成されます。
2. ポスト(内箱)の回収1回あたり8,000円(税別)です。
 3. 本体利用料は、1本あたり月額2,000円(税別)です。
 4. ご請求の際は、別途消費税を申し受けます。また、回収有無にかかわらずプロテクトポスト本体利用料として1本あたり月額2,000円(税別)がかかります。

第6条 (委託業務料金の支払方法)

YLCは毎月末日に請求料金を締め切り、翌月10日までに指定の宛先に請求するものとし、申込者は登録申込書の支払日までにYLC指定の銀行口座に振り込むものとします。ただし、支払日が銀行の休業日にあたる場合には、翌営業日に振り込むものとします。

第7条 (取扱上の注意)

- 本サービスをご利用いただくにあたり、以下の各号にご注意ください。
- ① ポスト(内箱)の1箱あたりの最大重量は100kgまでとします。
 - ② 内箱の交換作業のうち、ポスト本体の鍵の開錠と内箱への封印はお客様にお願いします。
 - ③ 内箱への封印をお客様のご依頼によりYLCもしくはYLC関係会社の社員が行う場合、紙の飛散や回収漏れの発生等につき一切の補償は行いません。

第8条 (取扱い対象地域)

本サービスのご利用対象地域は、日本全国(但し沖縄ならびに離島および輸送が運送会社の業務上不能な場所を除く)とします。

第9条 (対象品目)

- 本サービスの対象品目(以下、取扱可能品といいます。)は、以下の通りです。混入禁止品目については第10条規定のとおりとします。
- ① 紙の書類、及び紙と一体になっている紙以外のもの、及び保存のための文具類

第10条 (混入禁止)

ポスト内に重要文書以外のものを収納しないものとし、次のものを混入してはならないものとします。

【混入禁止品目】

- ビニールシート・ビニール・布製バインダー・プラスチック・プラスチックフィルム・合成紙・テープ類・その他再生処理会社で再生処理できないと判断されたもの
2. ポスト(内箱)の中に前項の混入禁止品目が混入されているおそれがあるときは、YLCは、事前に利用者に連絡したうえで、当該内箱を開梱、検査することができるものとします。
 3. 取扱可能品以外のものを送られて何らかの事故・破損があった場合は、修理費用などを請求申し上げる場合があります。

第11条 (溶解処理証明書)

YLCは、お預かりしたポスト(内箱)の溶解処理が完了した後、利用者に対しYLC所定の様式により溶解証明書を交付するものとします。

第12条 (監査)

申込者は事前に通知の上、YLC、YLC指定の業者及び溶解処理工場に立入り、YLCが申込者より回収した機密文書の管理状況を調査することができます。

第13条 (個人情報)

- 本約款において個人情報とは、機密情報のうち、会員が自らの事業活動において独自に収集した「会員の個人顧客または会員の従業員の氏名・住所・電話番号等、当該個人を特定できる情報」をいいます。
2. YLCは、重要文書には個人情報が含まれる可能性があること、ならびに個人情報が一漏洩した場合には会員および当該個人情報にかかる個人に損害等を及ぼす可能性があることを認識しており、重要文書を前条およびその他本約款の定めに基づいて取り扱うものとします。

第14条 (損害賠償)

- お預かりした機密文書の溶解処理が完了するまでに、盗難や紛失、情報漏洩等の事故又は事故に繋がる事象が発生した場合は、YLCは申込者に対し、当該事実を速やかに報告するものとし対応を協議するものとします。
2. 前項の事故により申込者及び第三者に損害が発生した場合は、YLCは相当因果関係の範囲内で当該損害を賠償するものとします。
なお、具体的な賠償額については申込者YLC間で協議の上、決定するものとします。
 3. 紙以外の媒体による情報漏洩については上記の補償の対象には含まれず、一切の補償は行いません。

第15条 (反社会的勢力との関係遮断)

- 申込者及びYLCは、それぞれ相手方に対し次の事項を確約します。
- ① 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員でないこと。
 - ② 自らの役員(社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - ③ 反社会的勢力に自己の名前を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - ④ 自ら又は第三者を利用して「相手方に対する脅迫的言動又は暴力を用いる行為」及び「偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為」をしないこと。
 2. 申込者およびYLCは、相手方が前項に違反した場合は、相手方に催告することを要せずに、本契約の全部または一部を解除できるものとします。

第16条 (契約解除)

- 申込者及びYLCは、相手方が次の各項のいずれかに該当した場合は、催告その他なんらの手続きをおこなうことなく本契約を解除することができます。
- ① 料金の支払いを1ヶ月以上遅延した場合。
 - ② 故意又は過失により、相手方に対し重大な損害を与えた場合。
 - ③ 差押え、仮差押え、仮処分、競売、強制執行の申立て、その他租税滞納処分を受けた場合。
 - ④ 破産、会社更生、民事再生の申立てを受け、又は自ら申立てをし、あるいは解散した場合。
 - ⑤ 自ら振り出した手形、小切手の不渡り、又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - ⑥ 本約款の各条項について重大な違背があり、当該違背により本契約を存続させることが困難になった場合。

第11条 (契約期間)

本契約の契約期間は申込日から1年とします。ただし本契約の期限満了1ヶ月前までに申込者及びYLCのいずれかからも格段の意思表示がない場合は、さらに1ヵ年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

2. 申込者及びYLCは前項の定めにかかわらず、3ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより本契約を解除することができます。
3. YLCは前項の定めにかかわらず、申込者が申込日より2年間本サービスを利用しない場合は本契約を解除できます。
4. YLCはやむを得ない事情により本サービスを廃止することがあります。この場合YLCは、3ヶ月前までに申込者に通知するものとし、